

(様式1)

4 教 環 第 286 号

令 和 5 年 1 月 26 日

文部科学大臣 殿

長崎県知事 大石 賢吾

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

長崎県公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

(担当)

長崎県教育庁教育環境整備課 川勝

電話：095-894-3325

E-mail:s40010@pref.nagasaki.lg.jp

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

・構造上、危険な状態にある特別支援学校の校舎の改築を行う(諫早特支)。

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

・児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事として、特別支援学校の火災報知設備の設置工事及び非常放送設備の改修工事を行う(鶴南特支時津分校)。

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

・児童生徒数の増加に伴い生じる特別支援学校の教室不足の対応として、高等部棟の増築工事を行う(虹の原特支、鶴南特支時津分校)。

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

・学習環境を改善するため、対馬高校の余裕教室を活用し、多目的室・トイレ等の内部改修を行う(虹の原特支対馬分教室)。  
・空調設備の更新を行う(桜が丘特支)。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		校
中学校		3 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		16 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		2 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		71 校
教員及び職員のための住宅		923 戸
学校給食施設	単独校調理場	12 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	7 箇所
	学校武道場	79 箇所
	社会体育施設	6 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	令和3年1月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有	平成27年12月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画の初年度に3の目標の達成度合いについて計測するための指標等を検討し、計画期間経過後にその策定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等を本県(課)ホームページ上で公表する。</p>
---

